

審査基準表

別表2

1

事業計画等の評価（300点）

No.	中項目	小項目	審査の視点
1	施設の管理運営方針（40点）	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	・施設の設置目的を理解し、適切な方針や考え方を持っているか ・法令遵守に対する体制、意識を備えているか ・当該業務に対する意欲、熱意は十分か
2		来場者へのサービス提供、公平性の確保	・来場者が足を運びやすく、また快適に過ごすことが出来る取組みとなっているか ・障害者、高齢者、子育て世代、外国人等への対応が適切に図られているか ・公平な利用の確保のための考え方や具体的な取組みがあるか
3	施設の効用を最大限に発揮・賑わいと感動の創出（160点）	施設の効用を増進するための創意工夫	・稼働率向上のための適切な目標設定と、それを実現するための具体的な取組みが提案されているか ・施設で行う事業内容を十分に理解しているか ・各施設の特色を活かした使い方となっているか ・施設の利用を促進する宣伝、広報等ができているか
4		誘致活動の取組み	・過去の誘致実績や、効果的な誘致営業を行うための体制が具体的に示されているか ・催事の誘致をはじめ、業務を的確に行うためのネットワーク、ノウハウ等が十分にあるか
5		自主事業の取組み	・自主事業を実施する場合、事業の趣旨、収支計画が適当か ・ユニークで特色のある事業となっているか
6		運営準備業務の取組み	・指定期間開始直後から円滑に施設を管理運営できるよう、十分な準備ができているか
7		継続性のある事業展開	・提案する事業は実現性があり、継続可能な取組みが示されているか ・リピーター確保のための工夫が図られているか
8		市内の産業振興や雇用の確保への取組み	・姫路市文化国際交流財団や姫路観光コンベンションビューローとの連携や協働によって事業展開が図られているか ・地域経済の活性化に繋がる方策が図られているか ・中心市街地活性化のための施設となるよう、施設の賑わいが、公園やその周辺へ拡がるような工夫があるか
9		利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか
10		効率的な施設運営への取組み	・センターと公園を一体的に管理する上で、効率的に運営できる創意工夫が見られるか ・環境配慮についての考え方や具体的かつ効果的な方針が示されているか
11	施設の管理を安定して行う能力（100点）	運営体制と人員配置	・団体内における役割分担や責任体制は明確かつ適切か ・施設で行う事業の内容を十分に理解し、仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を遂行するために適切な人員配置がとられているか ・繁忙期に対応できる体制となっているか ・専門性の高い人材や経験のある人材の確保が図られているか
12		人材の雇用・育成体制	・職員の教育研修体制は適切か ・適正な労働条件は確保されているか ・障害者、高齢者、地元雇用に配慮しているか
13		類似する施設等における運営実績	・当該施設に類似する施設で管理運営経験があり、良好な実績のある団体か
14		施設の安全性への配慮	・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などは適切か ・防犯、防災対策は適切か。また、休日、夜間等や非常災害時の対応は適切か ・衛生体制の体制は適切か ・個人情報保護の管理体制は適切か（職員の教育、書類の保管、データの管理）
15		団体の経営の安定性・継続性	・経営基盤が安定しているか ・財務状況は良好か ・経営状況に係る監査体制がとられているか

2

管理運営経費の評価（150点）

No.	中項目	小項目	審査の視点
16	指定管理料提案額（90点）	評点＝90点×{（2026～2035年度の指定管理料基準額累計×係数0.8）／提案額} ※ただし、提案額が基準額（各年度基準額及び基準額累計）を上回る場合は失格とし、提案額が基準額累計の8割を下回る場合は、一律90点の評点となります。	左記の計算式により算出
17	各種料金設定の考え方（30点）	利用料金の妥当性	・利用者が使いやすい料金設定となっているか ・その他、稼働率向上に繋がる工夫があるか
18	収支計画の妥当性（30点）	収支計画の妥当性	・過度、過少な積算はしていないか、必要な経費は全て計上されているか